



令和3年に13月以上の国民年金保険料を 前納した場合の社会保険料控除について

13月以上の前納により納めた国民年金保険料を所得より控除する場合、以下の方法のいずれか1つを選択していただくことになります。

- (1) 全額を納めた年に控除
- (2) 各年分の保険料に相当する額を複数年に控除（複数年分に分けて申告する場合）

(1) 全額を納めた年に控除する方法を選択する場合

日本年金機構よりお送りした「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」下部の3年分3枚の証明書は切り離さず添付して申告してください。

申告額は、③合計額（③合計額に記載がない場合は①納付済額）となります。

(2) 各年分の保険料に相当する額を複数年に控除する方法を選択する場合 （複数年分に分けて申告する場合）

日本年金機構よりお送りした「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」下部の3年分3枚の証明書のうち、令和3年分の1枚を切り離して申告にご使用ください。

なお、残りの2枚の証明書につきましては、令和4年、令和5年の申告時に使用しますので、大切に保管をお願いします。

申告額は、複数年に分けて申告する場合、証明額となります。

【例】口座振替にて24か月分（令和3年4月分～令和5年3月分）382,550円を前納した場合

①令和3年に控除の対象となる額（令和3年4月分から令和3年12月分までの9か月分）

$$382,550円 \times (9か月 / 24か月) = 143,457円$$

②令和4年に控除の対象となる額（令和4年1月分から令和4年12月分までの12か月分）

$$382,550円 \times (12か月 / 24か月) = 191,275円$$

③令和5年に控除の対象となる額（令和5年1月分から令和5年3月分までの3か月分）

$$382,550円 - 143,457円 - 191,275円 = 47,818円$$

※分割して申告をご希望の場合、3年分3回に分けて申告いただき、分割を申告した翌年に残りの分をまとめて申告することはできませんのでご注意ください。

上記の例の場合、令和3年に分割して申告を行った場合（9か月分）、翌年に残りの年分（15か月分）を、まとめて令和4年に申告することはできません。

令和3年、令和4年、令和5年の3年分に分けての申告が必要です。

【お問合せ】 住民生活課 担当：金沢

国民健康保険税（第8期）、介護保険料（第5期）の納期は、

2月28日(月)です。忘れずに納入しましょう！

※納期ごとの納付が困難な方は、分割による納付も可能です。
お気軽に住民生活課税務係へご相談ください。